

コメントの概要と対応案(監査基準)

【事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ関連】

No.	基準 番号	項目	コメント	コメントへの対応案
	第 三 実 施 基 準			
1	基 本 原 則 1	「発見リ スク」の 概念	「発見リスク」という表現が、監査基準に記載されていないが、監査リスクを管理する上で重要な概念であり、記載するべきである。発見リスクの概念がないと、①発見リスクはゼロで監査は常に完全であるとの誤解を与える恐れがあり、②監査リスクを合理的に低い水準に抑えるのは発見リスクの水準の決定にあるという点が見逃され、監査リスクは企業側のリスクである重要な虚偽表示リスクと直結しているとの誤解を与える恐れがある。	○ 監査の実務的手順を考慮し、まず内部統制の整備状況の調査で、重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、その評価を受けて、内部統制の有効性の評価手続と実証手続からなる監査手続を対応させるという点に重点をおいて記載していたことから、監査基準上は「発見リスク」の表現を使用していませんでした。しかし、従来のリスク・モデルに変更はなく、また、ご指摘のような誤解を招く可能性もあることから、「発見リスク」の概念を記載することとしました。
2		監査手続 の記載の 削除	「リスクに対応した監査手続」には、内部統制の運用状況の評価手続と実証手続が含まれるが、発見リスクに対応するのは実証手続であることから、「リスクに対応した監査手続」に関する記述は削除し、基本原則 4 項に移すべきである。	○ この項では、発見リスクの概念を踏襲して基本的なリスク・モデルを説明することとし、「リスクに対応した監査手続」についての記述は削除し、基本原則 4 項で記載することとしました。
3		暫定的な 重要な虚 偽の表示 のリスク の評価	発見リスクの水準は、暫定的な重要な虚偽表示のリスクに対応するのではなく、内部統制の運用状況をテストした後の重要な虚偽表示のリスクに対応して確定するものであることから、「発見リスク」の概念を踏襲する場合には、「暫定的」という表現を削除すべき	○ 基本原則 1 項は、基本的なリスク・モデルを説明していることから、「暫定的」という表現を削除することとしました。

			である。	
4		監査手続の計画に限定しない記載	公開草案の文章は、監査計画はリスクに対応した監査手続を計画するだけで、リスク評価手続が監査計画に含まれない印象を与えている。従って、「監査計画」の文言を削除するか、監査計画の概念を、リスクに対応した監査手続の計画に限定しない表現に修正すべきである。	○ この項では、重要な虚偽表示のリスクを評価し、監査計画を策定し、これに基づいて監査を実施するという監査の基本的仕組みを述べていますが、監査計画がリスクに対応した監査手続の計画だけであるという誤解を避けるために、「リスクに対応した監査手続」を、基本原則4項に移すための修正をしています。
5		「財務諸表全体」と「財務諸表項目」	監査計画3項、4項で、「財務諸表全体」と「財務諸表項目」での重要な虚偽表示のリスクが別々に記載されており、両者が全く異なったものと誤解される危険がある。そこで、基本原則1で、重要な虚偽表示のリスクを財務諸表全体と財務諸表項目で評価することを明記すべきである。	× 重要な虚偽表示のリスクは、「財務諸表全体」と「財務諸表項目」の2つのレベルで評価すべきですが、基本原則1項は、基本的なリスク・モデルを示していることから、財務諸表全体と財務諸表項目に分けた詳細な説明は不要と考えます。(これ以降の項で、二つのレベルに分けた評価について言及しています。)
6	基本原則2	事業上のリスク	監査人が事業上のあらゆるリスクを評価するのは困難であり、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクに影響を与えるものに絞って評価することを明確にする修正を行うべきである。	× 監査基準の表現は、「事業上のリスクが財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮」となっています。この規定は、重要な虚偽の表示をもたらす事業上のリスクの考慮を求めています。重要な虚偽の表示と関係しない事業上のリスクを考慮することまでは求めていません。従って、公開草案を修正する必要はないものと考えています。
7		同上	重要な虚偽の表示をもたらすのは、事業リスクだけでなく、企業環境その他の要因も重要な虚偽表示をもたらすことを表すように、或いは事業上のリスクに起因する重要な虚偽表示のリスクのみが重視されることのないよう修正すべきである。	○ 重要な虚偽表示のリスクをもたらす要因が事業上のリスクだけであるという誤解をされないよう、或いは事業上のリスクに起因する重要な虚偽表示のリスクのみが重視されることのないよう修正しています。
8	基本原則3	アサーションの明確化	アサーションを監査人が監査要点として利用することは、経営者と監査人の二重責任を明確にするために重要であるが、「経営者が提示する財務諸表の記載	× 「保証業務の概念的枠組み」で、アサーションを「経営者が提示する」という表現としていることから、これに合わせた表現を用いています。

			事項」は、アサーションであることが明確ではないので、修正すべきである。	
9		アサーションに関する表現の統一	アサーション及び監査要点に関する用語が、監査基準及び前文において必ずしも統一されていないことから、統一が必要である。	○ アサーションと監査要点は、別のものであることから、使い分けるべきですが、表現が統一的ではない部分がありましたので、アサーションを、「経営者が提示する財務諸表項目」の表現に統一しています。(基本原則3項、監査計画3項・4項、監査の実施4項、前文)
10		アサーションと監査要点の関係	監査要点を設定することが、十分な監査証拠を入手する前提とされているが、これは、アサーションを監査要点として監査人が直接利用できないことを意味するのか明確ではない。	△ アサーション(経営者が提示する財務諸表項目)に対し、監査人が監査に当たって立証すべき監査要点を設定することになりますが、この点については、さらに分かりやすくなるよう前文で説明を加えました。
11	基本原則4	監査手続の記述	基本原則1項に「発見リスク」の概念を記載することとともに、リスクに対応した監査手続の部分についての記述は、基本原則1から4に移すべきである。(コメント2と同様)	○ 基本原則1項で、「発見リスク」の概念を記載し基本的なリスク・モデルの説明を行うこととしたことから、リスクに対応した監査手続は、この項に記載することとしました。
12		監査手続の具体的記述	具体的に実施すべき監査手続が明らかではないので、内部統制の運用状況の調査、実証手続、リスク評価手続を実施することを明記してはどうか。	○ 基本原則であることから、この項には基本的な監査手続を記載し、具体的な手続については、監査計画4項及び監査の実施1項に記載しています。
13	基本原則5	監査計画に関する修正	監査期間に渡ってリスク評価やリスク対応手続を実施するとともに、監査計画にはリスク評価の手続が含まれていることを明らかにする修正が必要である。	× この項は、職業的専門家としての懐疑心を持って重要な虚偽の表示がもたらされる可能性を評価した結果を監査計画に反映し、これに基づいて監査を実施すべきことを求めています。リスク評価やリスク対応手続が監査期間に渡って実施されることは、監査計画の修正について記載した監査計画8項、監査の実施1項・4項に明記されています。また、リスク評価の手続が監査計画に含まれることは、基本原則2項、監査計画2項に記載されています。
14	監査	監査計画	国際監査基準では、監査計画は、監査の開始から終	× この項は、監査計画の必要性を記載しており、監査

	計画1	の位置づけ	了まで継続する、連続的かつ反復的なプロセスと位置付けられている。公開草案は、監査計画の策定と監査の実施という区分のため、この趣旨が明確に表現されていないので修正が必要である。	計画の修正は、監査計画8項、監査の実施1項・4項に記載しています。監査計画が監査の開始から終了まで継続する連続的かつ反復的なプロセスであるとの理解はご指摘の通りであり、異なるものではありません。
15	監査計画2	事業上のリスク	監査人が事業上のあらゆるリスクを評価するのは困難であり、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクに影響を与えるものに絞って評価することを明確にするように修正すべきである。(コメント6と同じ)	× 監査基準の表現は、「事業上のリスクがもたらす財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価」となっています。この規定は、重要な虚偽の表示をもたらす事業上のリスクの考慮を求めています、重要な虚偽の表示と関係しない事業上のリスクを考慮することまでは求めていません。従って、公開草案を修正する必要はないものと考えています。
16		同上	重要な虚偽の表示の要因が事業リスクだけであるような誤解を与えることから、修正すべきである。(コメント7と同じ)	○ 重要な虚偽表示をもたらす要因が事業上のリスクだけであるという誤解をされないよう、或いは事業上のリスクに起因する重要な虚偽表示のリスクのみが重視されることのないよう修正しています。
17		事業上のリスク	事業上のリスクを重視するリスクアプローチが強調されすぎており、重要な虚偽の表示をもたらす要因が事業リスクのみであるとの誤解や、事業リスクに起因する重要な虚偽表示のリスクのみが重視されることを懸念する。「事業上のリスク」に関する規定は、基本原則2の記載で十分であり、監査計画からは削除すべきである。	△ 事業上のリスク等を重視するリスクアプローチとは、企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす事業上のリスク等を考慮すること、及び、固有リスクと統制リスクを統合した「重要な虚偽表示のリスク」の概念の導入等を含めたリスク・アプローチを総称するものです。 重要な虚偽の表示をもたらす要因が事業リスクのみとの誤解を避けるために、一部修正を行いました。が、幅広い事業上のリスク等を考慮することは重要であると考えられることから、基本原則だけでなく監査計画においても、この点を記載することが必要と考えます。

18		事業上のリスク	「事業上のリスク」という言葉が、定義されていないことから、内容が明確でない。	× 事業上のリスク等を重視するリスク・アプローチにおいては、事業上のリスク自体を評価するのではなく、企業及び企業環境を理解し、重要な虚偽表示リスクに影響を及ぼす可能性のある、企業に存在するリスクを広く考慮すべきことが重要と考えています。事業上のリスクは幅広いものであることから、一般的な用法に従うこととし、定義は行わないこととしました。
19		事業上のリスク	一般的には、「ビジネス・リスク」という表現が採られており、この表現を使うべきである。	× カタカナはなるべく使用せず、「発見リスク」「統制リスク」等の言葉と合わせた表現としています。
20		監査計画と企業及び企業環境	監査計画の策定に当たって企業及び企業環境を考慮することを求めているが、監査計画を策定するために、企業の経営活動に関する情報を入手するとの修正をすべきである。	× 表現の違いであり、実質的意味合いは同じと考えます。
21		「財務諸表全体」と「財務諸表項目」の2つのレベル	リスク評価は、「財務諸表全体」と「財務諸表項目」の両方のレベルで実施されることが必要であるが、公開草案は「財務諸表項目」においてリスク評価することが記載されていないので明確にすべきである。	× リスク評価については、監査計画3項で「財務諸表全体」でのリスク評価、監査計画4項で「財務諸表項目」でのリスク評価を行うことの必要性を記載しています。この項は、二つのレベルに分ける前段階として、企業及び企業環境に内在する事業上のリスク等を考慮して計画を策定する必要性を述べたものであり、修正は不要と考えます。
22		企業及び企業環境の概念	他の箇所では「企業及び企業環境は内部統制を含む」としているが、この項において「企業及び企業環境は内部統制を含まない」ことから、整合させるべきである。	× この項においても、企業及び企業環境に内部統制は含まれており、整合していると考えます。「景気の動向……、内部統制の整備状況……」に係る情報を入手することにより、企業及び企業環境の中の事業リスクを考慮するとされており、内部統制は企業及び企業環境に含まれています。
23	監査計画3	全般的対応への例	全般的対応について、いくつかの例が示されているが、不正リスクに対応するためには、「企業が採用す	× 全般的対応は、色々な例が考えられますが、全ての例を挙げることはできないことから、典型的で分かり

		示の追加	る会計方針の検討」、「企業が想定しえない監査手続、実施の時期及び範囲の選択」を追加する方が効果的である。	やすい例を記載しています。
24		全般的対応への例示の修正	全般的対応の例として、「補助者の増員」が挙げられているが、「経験が十分にある補助者の割当」と修正してはどうか。	× 十分な経験のある補助者の選任は必要ですが、さらに補助者の増員が必要な場合があることから、現在の例示が妥当と考えます。
25		「財務諸表全体」の説明	「財務諸表全体」と「財務諸表項目」は縦の関係にあり、財務諸表全体に関係する虚偽の表示は、結果として必ずいずれかの財務諸表項目の虚偽の表示に結びつく。従って、「広く財務諸表全体に関係し特定の項目のみに関連付けられない重要な虚偽表示のリスク」の表現の、下線部分は削除すべきである。	× 「財務諸表全体」における重要な虚偽の表示は、全体としての財務諸表に広く関係する、又は、複数の財務諸表項目に影響を与えると考えられます。「財務諸表全体」における重要な虚偽表示のリスクは、特定の財務諸表項目に分けることや関連付けることが困難なリスクであることを明らかにするために、指摘された部分の記載は必要であると考えます。
26		リスク要因と「財務諸表全体」・「財務諸表項目」	リスク要因が「特定の財務諸表項目」に関連付けられるかを判断し、「財務諸表全体レベル」と「財務諸表項目レベル」での対応をとることを、前文又は監査基準の中で説明されないと十分な理解ができない。	○ リスク要因と「財務諸表全体レベル」と「財務諸表項目レベル」の対応関係は、会社により異なる可能性があることから具体的に関連付けた記載はしていませんが、「財務諸表全体」と「財務諸表項目」の2つのレベルでリスク評価する必要性を、前文で説明を加えています。
27	監査計画4	アサーション	「財務諸表の項目に関連して」が、アサーションレベルであることを明確にすべき	○ 基本原則3項で、「財務諸表項目」はアサーションレベルであることを明記しており、その後の項では「財務諸表項目」で統一的に表現しています。
28		発見リスク	実証手続を決定するに当たって、「発見リスク」の概念を復活させるべきである。(コメント2と同じ)。	○ 「発見リスク」の概念を記載しています。
29		監査手続の計画に限定しない記載	監査計画は、リスクに対応した監査手続の計画に限定されるような表現となっている。国際監査基準では、監査計画は、「監査の基本的な方針」及び「詳細な監査計画」から構成され、リスクに対応した監査手	× この項では、リスクに対応した監査手続を監査計画で策定すべきことを求めています。監査計画は、リスクに対応した監査手続に限定するものではないとの点はご指摘の通りであり、これは監査計画2項等に記載

			続は後者の一部であることから、誤解を生まない表現に修正すべきである。	されています。
30	監査計画5	アサーション	「財務諸表の項目に関連して」という表現を、アサーションであることが明確な表現に変更すべきである。	○ 基本原則3項で、「財務諸表項目」はアサーションレベルであることを明記しており、その後の項では「財務諸表項目」で統一的に表現しています。
31		特別な検討を必要とするリスク	特別な検討を必要とするリスクは、「財務諸表項目」でのリスク評価に記載されているが、「財務諸表全体」でのリスク評価においても必要である旨を明記すべきである。	○ 特別な検討を必要とするリスクは、「財務諸表項目」におけるリスク評価において生じる可能性が高いと考えられますが、「財務諸表全体」においても、継続企業的前提等の特別な検討を必要とするリスクがあることから修正をしています。
32		特別な検討を必要とするリスク	国際監査基準では、特別な検討を必要とするリスクは、内部統制の影響を考慮せず、リスクに対応した監査手続に係る監査計画を策定すべきとされていることから、監査基準でも明確にすべきである。	× この項は、監査計画において、特別な検討を必要とするリスクがあるかの判断を要すること及びそれに対応すべきことを求めています。具体的な監査手続については、監査の実施3項で、実証手続が必要なこと等を明記しており、内部統制の影響の考慮は、判断における注意的な規定であり、詳細な規定については公認会計士協会の作成する実務指針の対象と考えます。
33	監査計画6	ITの利用が広範な場合の内部統制への依拠	情報技術に高度かつ広範囲に依存しているような場合には、内部統制に依拠しなければならない状況があることから、こうした点を強いメッセージとして規定することを提案する。	× 現行の監査基準は、情報技術の利用に応じた監査計画の策定を求めており、情報技術に高度かつ広範囲に依存しているような場合には、内部統制に依拠しなければならない状況があるとの意味が込められていると考えます。
34	監査計画8	監査計画の連続性・反復性及び修正	監査計画は、監査の開始から終了まで継続する、連続的かつ反復的なプロセスという趣旨が明確に表現されていない。(コメント14と同じ) また、監査計画の前提となる事象や状況が変化した場合だけでなく、重要な虚偽表示のリスクの程度	× この項では監査計画の前提条件が変わった場合に監査計画の修正を求めています。監査手続を実施する過程で監査計画を修正すべき事項を発見した場合は、監査の実施1項・4項で、当初の監査計画を修正することを求めています。こうした記載により、監査

			が暫定評価と異なる場合にも、監査計画の修正が必要となる点を明記すべきである。	計画が連続的かつ反復的なプロセスという趣旨が表現されていると考えます。
35	監査の実施1	監査計画の見直し	監査計画の見直しは監査の実施過程で継続して行われることから、全般的に見直しが随時行われている旨を記載するか、監査計画の策定に記載することが望ましい。	× 監査計画の修正は、監査計画8項に規定を設けるほか、監査手続を実施する過程で監査計画を修正すべき事項を発見した場合は、監査の実施1項・4項で監査計画を修正することを求めています。こうした記載により、監査計画が連続的かつ反復的なプロセスという趣旨が表現されていると考えます。
36		監査手続の明確化	監査手続の内容が明らかではなく理解しにくいことから、明確にすることが必要である。	○ 監査手続は、内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続であることを明記する修正を行いました。また、「発見リスク」の概念を記載することとしました。
37	監査の実施2	実証手続のみの場合の記載	効率性の観点から内部統制を評価せず、実証手続のみが行われることがある旨を記載することが望ましい。	× 監査基準においては、効率性の観点からの記載は不要と考えます。
38		実証手続のみでは不十分な場合の記載の追加	「内部統制に依拠せず実証手続で十分な監査証拠を入手する場合」についての規定はあるが、「(内部統制への依拠が必要で)実証手続のみでは十分な監査証拠を入手できない場合」についての規定はない。これは実務指針に記載すれば足りるとの理解でよいか。	○ リスク・アプローチでは、監査人による各リスクの評価が重要となりますが、特に内部統制の評価は重要であり、効果的かつ効率的な監査のために内部統制の充実が必要であるとされています。内部統制が整備・運用され、これに依拠することが原則的と考えられることから、「(内部統制への依拠が必要で)実証手続のみでは十分な監査証拠を入手できない場合」についての規定は、監査基準においては必要なく、実務指針に記載することで足りると考えます。
39		内部統制に依拠しない取扱いの削除	「内部統制に依拠せず実証手続で十分な監査証拠を入手する場合」についての規定はあるが、「(内部統制への依拠が必要で)実証手続のみでは十分な監査証拠を入手できない場合」についての規定はないことから、現行の監査基準の「内部統制に依拠せず	× リスク・アプローチでは、監査人による各リスクの評価が重要となりますが、特に内部統制の評価は重要であり、効果的かつ効率的な監査のために内部統制の充実が必要であるとされています。内部統制が整備・運用されることが、原則的と考えられることから、原則

			実証手続で十分な監査証拠を入手する場合」の規定は不要である。	的ではない場合についての監査基準の規定は必要と考えます。
40	監査の実施3	特別な検討を要するリスク	特別な検討を必要とするリスクは、「必要に応じて」内部統制の整備状況の調査や運用状況の評価を行うとあるが、どのような場合に必要かが明らかではない。国際監査基準では、内部統制の整備状況の調査はリスク評価の段階で当然に実施し、運用状況の評価は内部統制に依拠する場合に実施するという関係になっており、これを明らかにするために修正すべきである。	○ ご指摘の通り、内部統制の整備状況の調査は、当初の整備状況の評価の段階で実施していない場合に調査すること、及び、運用状況の評価は内部統制に依拠する場合に実施することが必要と考えています。監査基準は、監査の基本的な仕組みや手続を記載しており、どのような場合にどのような監査手続を実施するか等の詳細については、公認会計士協会の作成する実務指針の対象と考えます。
41	監査の実施4	監査計画の見直し	監査計画の見直しが示されているが、監査計画の見直しは監査の実施過程で継続して行われることから、全般的に見直しが随時行われている旨を記載するか、監査計画の策定に記載することが望ましい。	× 監査計画の修正は、監査計画8項に規定を設けるほか、監査手続を実施する過程で監査計画を修正すべき事項を発見した場合は、監査の実施1項・4項で監査計画の修正を求めています。監査計画が監査の開始から終了まで継続する連続的かつ反復的なプロセスであるとの理解はご指摘の通りであり、こうした記載により、ご指摘の趣旨は表現されていると考えます。
42		全般的対応の例の追加	全般的な対応は、監査計画の策定だけでなく監査全体に影響するため、実施すべき監査手続の変更や監査範囲の拡大、実施の時期についても影響があることを記載することが必要である。	× 全般的対応については、色々な例が考えられますが、全ての例を挙げることはできないことから、典型的で分かりやすい例を記載しています。(コメント23と同じ)
43		財務諸表全体	「財務諸表全体」と「財務諸表項目」は縦の関係にあり、財務諸表全体に関係する虚偽表示は、結果として必ずいずれかの財務諸表項目の虚偽表示に結びつく。従って、「広く財務諸表全体に関係し特定の項目のみに関連付けられない重要な虚偽表示のリスク」の表現の、下線部分は削除すべきである。	× 「財務諸表全体」における重要な虚偽の表示は、全体としての財務諸表に広く関係する、又は、複数の財務諸表項目に影響を与えると考えられます。「財務諸表全体」における重要な虚偽表示のリスクは、特定の財務諸表項目に分けることや関連付けることが困難なリスクであることを明らかにするために、指摘された部分の記載は必要と考えます(コメント25と同じ)

44	監査の実施	実証手続の重視	リスク評価で、監査手続が終了したと錯覚している事例もありことから、監査基準委員会報告 30 号 48 項の「重要な虚偽表示のリスクの程度に関わらず、重要な取引、勘定残高及び開示の各々に対する実証手続を実施」することは重要であり、監査基準にも取り入れるべきである。	× 監査基準は、リスクアプローチの基本的な仕組み及び基本的な監査手続等を示しており、より詳細な点については公認会計士協会の作成する実務指針の対象と考えます。
45	用語の統一		監査基準委員会報告と用語の不整合が生じている部分があるので統一すべきである。	× 監査基準の改訂に合わせて、監査基準委員会報告の修正がなされるものと考えます。

【品質管理基準関連】

No.	基準番号	項目	コメント	コメントへの対応案
1	一般原則 6	監査人と監査事務所の関係	「監査人は、 <u>監査事務所が設けた品質管理の方針及び手続に従って監査を実施しなければならない。</u> 」と修正し、「監査事務所」という言葉を入れることにより、監査実施の責任者に監査事務所の定めた品質管理のシステムへの準拠を求めた品質管理基準第二 2 項を削除すべきである。	× 監査基準における「監査人」という用語は、6 項以外においても監査事務所と個人の監査人の両者を指している部分があることから、監査基準は変更せず、品質管理基準第一目的の注で、監査基準における監査人と品質管理基準における監査事務所及び監査実施の責任者の関係を明確にすることとしました。
2	実施基準 四	他の監査人等の利用	他の監査人の監査結果を利用する場合には、「品質管理の状況等」を勘案すべきことが追加されているが、従来とは別の検討事項を要求しているか不明確である。	× 他の監査人の監査結果を利用する場合において、「他の監査人の信頼性の程度を勘案」するにあたっては、品質管理が適切になされているかを考慮しなければならないことを明らかにしたものです。

【その他】

No.	基準	項目	コメント	コメントへの対応案
-----	----	----	------	-----------

番号				
1	第一目的ほか	合理的保証	「合理的な保証を得る」という言葉は、日本語として馴染めないことから、assurance を「確信」又は「心証」という日本語訳としてはどうか。	× 「合理的な保証を得る」という表現が定着していると考えます。
2	一般基準4	不正及び違法行為	「不正や資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示の可能性の考慮、及び違法行為に留意すべき」という規定は、守秘義務の見直し、証券取引法、会社法等の改正がないと難しい。	× 従来から存在する規定であり、現行の法制度の中でも、十分に機能しているものと考えます。重要な虚偽表示のリスクを評価するに当たっては、監査人は、不正、資産の流用、違法行為等に留意することが必要です。
3	原則3	監査要点	監査要点の「期間配分の適切性」が、原価配分や費用配分に誤解されている。「期間帰属の適切性」に変更して欲しい。また、国際監査基準では、開示を重視していることから「表示及び開示の妥当性」と変更することを希望する(下線部追加)。また、「正確性」、「分類の妥当性」を追加すべきである。	× 監査要点は例示であることから、現在において改訂の必要はないと考えます。
4	第四報告基準三(2)	監査報告の文言	監査報告書の実施した監査の概要の記載において、「…監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得よう <u>監査を計画し実施することを求めていること…</u> 」の下線部を追加すべきである。	× 合理的な保証を得るために監査計画を策定し監査手続を実施することから、現在の記載でも特に問題は生じていないこと、また、今後、監査基準を継続的に見直す予定であることから、現時点では修正しないこととしました。
5	第四報告基準三(2)	全体として	監査報告書の実施した監査の概要の記載において、「…監査の基準は監査人に財務諸表には、 <u>全体として重要な虚偽の表示がないことについて…</u> 」の下線部分を追加すべきである。	× 「全体として」の文言がなくても、特に誤解は生じておらず、また、今後、監査基準を継続的に見直しする予定であることから、現時点では修正しないこととしました。
6	報告基準六	継続企業の前提	継続企業の前提に関して、実施基準三 5 は「重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する…」とあり、報告基準六は「…重要な疑義が認められるときに…監査報告書に追記」とされているが、財務諸表	× 監査人は、経営者による継続企業の前提に関する注記を前提として、継続企業を前提に財務諸表を作成することが適切か、継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる事項が適切に注記されているかを監査

			等規則 8 条の 14 には、「…重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、…注記」が求められている。監査報告書の追記が求められる場合と、財務諸表の注記が求められる場合に齟齬があることから、財規の修正を要求すべきである。	において検討し、監査報告書に追記を行います。経営者による財務諸表の注記は、監査人の追記の前提となる情報開示であることから、追記が求められる場合と財務諸表に注記が求められる場合とで異なる表現が採られています。
7	報告基準七	追記情報	財務諸表とその他の記載内容との重要な相違がある場合の追記情報は、監査実務でほとんど目にするものがなく削除すべきである。	× 財務諸表と MD&A に関する記載との間に重要な相違がある場合等に、追記情報は必要であると考えます。
8		不正	国際監査基準では、日本基準より詳細な規定を公表しており、不正に関する記述を強化する必要がある	× 今回の改正は、リスクアプローチの見直しに関するものです。必要に応じて今後検討することも考えられます。